半田信用金庫

令和８年１１月

お客さま各位

半田信用金庫

預金規定の改定について

平素は、半田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み」にもとづき、下記のとおり、預金規定等を改定します。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

記

１．改定日

・２０２６年（令和８年）１２月１日（火）

２．改定する規定

・当座預金規定（一般用）
・当座預金規定（専用約束手形口用）
・普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
・貯蓄預金規定
・納税準備預金規定
・通知預金規定
・定期積金規定（スーパー積金）
・定期預金規定

３．改定内容

各種規定の改定内容詳細は、新旧対照表をご参照ください。

以上

規定　新旧対照表

変更後	変更前
当座勘定規定（一般用）	
１．（省略）	１．（省略）
２．（当座勘定への受入れ） （１）　当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。	２．（当座勘定への受入れ） （１）　当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。
（２）（３）（省略）	（２）（３）（省略）
３．～７．（省略）	３．～７．（省略）
８．（手形、小切手等の支払） （１）　小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和８年１１月３０日を超えて振り出された場合は、当座勘定から支払いません。	８．（手形、小切手等の支払） （１）　小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
（２）～（４）（省略）	（２）～（４）（省略）
９．（手形、小切手用紙）	９．（手形、小切手用紙）

（１）　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、令和８年１１月３０日までに振り出してください。	（１）　当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください
（２）　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年１１月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。	（２）　当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
（３）（４）（省略）	（３）（４）（省略）
	（５）　~~手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。~~
（５）　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	（６）　当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
（６）　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	（７）　前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
１０．～１３．（省略）	１０．から１３．（省略）
１４．（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	１４．（支払保証に~~代わる取扱い~~） 小切手の支払保証はしません。 ~~ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。~~

１５．～１８．（省略）	１５．から１８．（省略）
１９．（振出日、受取人記載漏もれの手形、小切手） （１）　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年１１月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 （２）（省略）	１９．（振出日、受取人記載漏もれの手形、小切手） （１）　手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を~~できるかぎり~~記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載がないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （２）（省略）
２０．（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和８年１１月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	２０．（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
２１．～３２．（省略） 以上	２１．～３２．（省略） 以上
約束手形用法	約束手形用法

１．２（省略） ３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ４．～７．（省略） 以上	１．２（省略） ３．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。 ４．～７．（省略） ８．~~手形用紙は、当座勘定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください。~~ 以上
為替手形用法	為替手形用法
１．～３．（省略） ４．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ５．～９（省略） 以上	１．～３．（省略） ４．振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。 ５．～９（省略） 10．~~手形用紙は、当座勘定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください~~ 以上
小切手用法	小切手用法
１．（省略） ２．小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和８年１１月３０日を超えて振り出された場合は、当座勘定から支払いません。	１．（省略） ２．小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

３．～７．（省略）	３．～７．（省略
	８．~~手形用紙は、当座勘定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください~~
以上	以上
当座勘定規定（専用約束手形口用）	
１．（省略） ２．（当座勘定への受入れ） （１）　当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）～（４）（省略） ３．～３０．（省略）	１．（省略） ２．（当座勘定への受入れ） （１）　当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 （２）～（４）（省略） ３．～３０．（省略）
約束手形用法	約束手形用法
１．～７．（省略）	１．～７．（省略）
	８．~~手形用紙は、当座勘定の受取書に記名なつ印（お届印）のうえ請求してください~~
以上	以上

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 １．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また、令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）～（５）（省略） ４．～８．（省略） 以上	１．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。 （２）～（５）（省略） ４．～８．（省略） 以上
貯蓄預金規定 １．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。	１．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。

（２）～（５）（省略） ４．～２２．（省略） 以上	（２）～（５）（省略） ４．～２２．（省略） 以上
納税預金規定	
１．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）～（５）（省略） ４．５．（省略） ６．（預金の払戻し） （１）～（３）（省略） （４）　租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。 （５）（省略） ７．～９．（省略）	１．～２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証　券類」といいます。）も受入れます。 （２）～（５）（省略） ４．５．（省略） ６．（預金の払戻し） （１）～（３）（省略） （４）　租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。~~ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。~~ （５）（省略） ７．～９．（省略）

以上	以上
通知預金規定 １．～３．（省略） ４．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）（省略） ５．～１６．（省略）	１．～３．（省略） ４．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。 （２）（省略） ５．～１６．（省略）
以上	以上
定期積金規定（スーパー積金） １．２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）（省略）	１．２．（省略） ３．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。 （２）（省略）

４．～１９．（省略） 以上 **定期預金規定** １．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。ただし、令和８年１１月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手は、受入れません。また令和８年１２月１日以降、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手についても受入れません。 （２）（３）（省略） ２．～１２．（省略） 以上	４．～１９．（省略） 以上 １．（証券類の受入れ） （１）　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済される日を預入日とします。 （２）（３）（省略） ２．～１２．（省略） 以上